

民間養子縁組あっせん機関 第三者評価 自己評価表 【総評】 2019-2021

完成日	2021 年 8 月 24 日 (火)		
事業所名・部署	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門・母子サポートルーム		
作成関係者	責任者名 (役職・職種)	鶴川弘行(特別養子縁組部門部長・社会福祉士)	
	職員名 (役職・職種)	日高恵利(母子サポートルーム主任・社会福祉士)	

■ 項目別の自己評価表を作成した後、「特に良いと思う点」「特に改善したいと思う点」を検討し、3つずつお書き下さい。

特に良いと思う点	特に改善したいと思う点
基本方針がパンフレット、ホームページ等にて記載され、職員への周知はもとより、生みの親、養親希望者等、関係機関への周知も図っている。	事業計画策定に関係職員全員の参画を得ておらず、又、経営状況や人材育成分析が充分ではない。
生みの親による養育の化膿性の模索を適正に行っている。	必要な人材の確保、育成、定着について、具体的な取組ができていない。
重要事案及び困難事例については、社会福祉士、看護職、心理職の多職種にて対応するとともに外部有識者を交えた『特別養子縁組等審議委員会』に諮り、正当性、公明性の確保に努めている。	養子縁組の相談支援の質の向上に向けた取組を組織的に行ない、機能をしているとまでは言えず、内外の研修への参加はもとより、院内での『相談援助演習』に取り組みたい。

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
着眼点	No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	○基本方針は、パンフレット、ホームページに掲載し、院内全体の職員研修でも周知をしている。 ○生みの親や養親希望者へ養子縁組あっせんの説明をする際に必ずパンフレットをもとに説明し、そこに基本方針を掲載し十分な理解を得るようにしている。 ○連携する機関へは、必要時、パンフレットの配布や当院のホームページ閲覧を案内し基本方針の理解を得るようにしている。
	□ 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。		
	□ 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。		
着眼点	No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	b	
	□ 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。		○毎年度、目標を入れた事業計画を作成している。
	□ 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。		○収支計画を入れた単年度の事業計画を作成し、中長期計画の策定をしている。
	□ 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。		△経営状況や人材育成等の現状分析を行っているが課題や問題点が明確になっていない。
	□ 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	<input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 <input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画の見直しは、実施状況に基づいて行っているが評価結果が出ていないので、今回の評価を受けて見直す必要がある。 △事業計画は、一部の職員の意見で策定しており、多くの職員の参画できていない。 △事業計画の実施についての手順が十分でない。
No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画は、パンフレット・ホームページに掲載し生みの親や養親希望者に対して説明し配布している。 △事業計画の内容説明の文書を生みの親や養親希望者等の年齢等に応じて、対応できるように複数準備する必要がある。

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ○養子縁組あっせんの質の向上に向け、個々のPDCAサイクルは意識している。 △第三者評価はこれから受審予定で今後、評価結果を受けて分析・検討する予定。 △養子縁組あっせんの質の向上に向けた組織的な取り組みはこれからの課題であり、『相談援助演習』を院内研修で実施する予定。
着眼点	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。		
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。		
	<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。		
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価を実施し、職員間で共有はしている。 △第三者評価はこれから実施する予定であり、それから課題の明確化をする必要がある。
着眼点	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。		
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。		
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
	<input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	○養子縁組あっせん責任者は、基本方針を踏まえた取り組みを具体化し明確にしている。 ○養子縁組あっせん責任者の役割を責任についてカンファレンスの場において職員に周知している。 △
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。		
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	○養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正確に理解した上で業務にあたっている。 ○養子縁組あっせん責任者はもとより、あっせん業務に携わる職員についても毎年度、研修へ参加している。 △
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.9 II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。			
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。</p>	b	<p>○養子縁組あっせん責任者は相談支援の質の向上に意欲を持ちケースごとに個別に指導を行っている。</p> <p>○関係機関との連携や調整について、養子縁組あっせん責任者の指示のもとで担当職員が主に連携をおこなっている。</p> <p>△相談員の相談支援の質の現状について継続的に分析しているが、今後『相談援助演習』の実施等により、具体的な質の向上を図らなければならない。</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。			
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズを行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	b	<p>○職員一人一人のスーパーバイズを個別に行っている。</p> <p>△養子縁組あっせん業務以外の業務もあり、必要な人材確保ができていない。</p> <p>△研修会等への参加機会がコロナ禍であるため、減っており十分ではない。可能な範囲での参加機会の提供は行っている。</p> <p>△職員育成計画は、職員一人一人の実務経験や能力を考慮し、これから具体的に立てていく予定である。</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。			
着眼点	<input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。 <input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。 <input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。	a	<p>○現場職員で定期的にカンファレンスを行い、そこで職員の意見を表明している。その中で困難ケース等についての事例検討も行い、ひとりで問題を抱え込むことがないようにしている。</p> <p>○困難ケースに対しては、養子縁組あっせん責任者が積極的な助言を行っている。また、養子縁組あっせん責任者とのカンファレンスも定期的に行っている。</p> <p>△</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。			
着眼点	<input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項	a	○生みの親及び養親希望者等の金銭的な負担は、実費のみとし手数料表をもとに金額の根拠を事前に説明している。
	<input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。		○寄付金、会費等の受取は行わない。
	<input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。		○養子縁組あっせんの透明性を確保するため、外部有識者を交えた特別養子縁組等審議委員会を設け、毎月1回会議開催を行っている。
	<input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)		○毎年度終了後、2ヶ月以内に熊本市へ事業報告書を提出している。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)		△
	<input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。			
着眼点	<input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項	a	○生みの親及び養親希望者等の金銭的な負担は、実費のみとし手数料表をもとに金額の根拠を事前に説明している。
	<input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。		○生みの親及び養親希望者より手数料を受領した場合には、その都度、領収証を発行している。
	<input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。		○契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等の養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、最低5年以上保管している。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)		△
	No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。		
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項	a	○定款、手数料の算定基準等、養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項を、ホームページへに掲載の上で公表している。
	<input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項		○あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付、ホームページ等により事前に情報提供の上で説明している。
	<input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項		△第三者評価はこれから受審する予定である

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
着眼点	No.15 II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	○必要となる関係機関を含む社会資源を個別ケースごとに認識し、関係する情報を収集し、職員間でも共有している。 ○生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供し、必要に応じて関係機関と直接連携を図り支援を依頼している。 △
	□ 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。		
	□ 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。		
着眼点	No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	○関係機関との連携に際し、生みの親、養親希望者へ情報提供および情報授受について説明の上で事前に同意を得て、関係機関と連携・共同して支援している。 ○養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。 △
	□ 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。		
	□ 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。		
	□ 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。			
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中から出産後にかけて必ず生みの親との面接により事情聴取を行っている。 ○生みの親のみならず、家族や親族との面談も行い、養育意思や能力、養育環境等のアセスメントを行っている。 ○生みの親による養育の可能性を模索し、経済面等の問題解決に向けた社会資源等の情報提供を十分に提示した上で、特別養子縁組は選択肢とひとつとして提案している。 <p>△</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。			
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>○児童、生みの親、養親候補者等の経済面等の環境をアセスメントし、状況に応じて居住地域の社会資源の提供を行っている。</p> <p>○養子縁組あっせんに際し、児童、生みの親、養親候補者等へ関係機関との連携の趣旨を説明し、同意を得た上で連携を行うことを基本としている。</p> <p>○生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぎ、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p>○養親候補者へは、児童の委託打診の時期については生みの親の同意後であることを再三説明し、生みの親の出産前に養親候補者へ委託打診は行わない。養親希望者として相談があった時点からその旨を説明している。</p> <p>△</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
着眼点	No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	a	○養子縁組あっせんに関して、制度や手続き、手数料等について面談により、十分な理解を得るよう説明し出産し、生みの親の退院時意向に同意を得ている。 ○妊娠中に生みの親の養子縁組の希望があった場合においても養育の可能性の模索を前提とし、特別養子縁組は選択しの一つとして提示し、意思決定ができるよう支援している。 ○生みの親へは、出産後、熟慮した上で特別養子縁組への同意を得ているが、裁判所の審判までは同意撤回ができる旨を説明している。 ○生みの親の特別養子縁組の同意は、出産後、生みの親の退院時以降に得ており、その後に養親が養子縁組成立前養育を行うことの同意を得ている。
	□ 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項		△
	□ 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。		
	□ 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。		
	□ 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。		
	□ 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。		
	□ 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。		
着眼点	No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	○養親希望者に対しては、養子縁組に関するパンフレット等の書面を用いて詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。 ○養親希望者が養親候補者となるまで書類審査、一次面接、家庭訪問、二次面接と段階を踏んでおり、各段階で理解が不十分等で養親としての的確性がないと判断された場合には、養親候補者とせず、あっせんを行わない。
	□ 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。 □ 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。		△

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。		
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 <input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。	a	○養親希望者へは書類審査、一次面接、家庭訪問、二次面接と段階を踏んでおり、家庭訪問時に同居家族および支援者となりうる家族と面接し、家族の意向を確認している。 ○養親希望者の家庭訪問を多職種にて行い、養育スペースや住環境の把握、情報収集を行った上で特別養子縁組等審議委員会にて審議している。 △

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○養親希望者が養親候補者となるまで書類審査、一次面接、家庭訪問、二次面接と段階を踏んでおり、各段階において社会福祉士、心理師、看護職の多職種で対応している。 ○生みの親についても妊娠中から社会福祉士、心理師、看護職の多職種で支援している。 ○児童と養親候補者とのマッチングについては、生みの親、養親候補者の生活歴や家庭状況等をもとに外部有識者を含めた特別養子縁組等審議委員会にておこなっている。
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。		
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	—	<ul style="list-style-type: none"> ○日本国内のあっせんのみしか行っていない △
着眼点	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項		
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ △
着眼点	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
着眼点	No.25 III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	○乳児院等との協定の締結は行っていないが、院内の新生児室において、施設の設置や人員の確保はできている。乳児院が介入する場合は、児童相談所と連携している。 ○あっせん前の児童の一時的な養育の方法について業務方法書に記載している。 ○あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 △
	□ あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。		
	□ あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。		
	□ 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。		
着眼点	No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	○養親候補者による児童の養育の開始時、一ヶ月以内に同居児童の届出を行うように勧め手続き状況について確認を行っている。 ○養親候補者による児童の養育開始時に生みの親の妊娠中の状況や出生時の様子、出生後の様子について母子健康手帳をもとに説明している。 ○養親候補者による養育開始時に改めて家庭状況を確認し、養育開始後、成立までに毎月の電話及び面会による面談と最低1回以上の家庭訪問を行っている。 △
	□ 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。		
	□ 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。		
	□ 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。		
	□ 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行ってい		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.27	III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。		
着眼点	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。	a	○養親候補者による養育開始時に改めて家庭状況を確認し、養育開始後、成立までに毎月の電話及び面会による面談と最低1回以上の家庭訪問にて相談支援を行っている。
	<input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。		○養親候補者による養育開始時に居住地自治体の母子保健担当課および児童相談所と連携を図り、当院での支援もあわせて自治体での支援も依頼している。
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。		○養親候補者による児童の養育の開始後、一ヶ月以内に養親候補者の居住地宛に届出を行っている。
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。		○養親候補者による児童の養育の開始時、一ヶ月以内に同居児童の届出を行うように勧め手続き有無について提出書類の控えをもとに確認を行っている。
	<input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。		△
No.28	III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	○養親候補者による養育開始後、児童の住民票異動や健康保険の加入、家庭裁判所への申立等の必要な手続きについて書面をもとに説明の上、必要時は担当窓口を連携の上でその都度、養親候補者へも説明し、手続き状況を確認している。また、手続きが完了したことの確認を控え等をもとに書面で確認している。 △
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.29	III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	—	○養子縁組成立前養育が中止された例はないが、業務方法書等には定めている。 △
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項	—	○養子縁組成立前養育が中止された例はないが、業務方法書等には定めている。 △
No.30	III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	—	○養子縁組成立前養育が中止された例はないが、業務方法書等には支援方法について定めている。 養子縁組成立前養育中、家庭裁判所の審判までの生みの親の同意撤回の説明は行っているが、極力それを避けるために養子縁組の同意について、自己決定を慎重に丁寧に行っている。 △
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどは行っていない。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。 <input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。	—	○養子縁組成立前養育が中止された例はないが、業務方法書等には支援方法について定めている。 養子縁組成立前養育中、家庭裁判所の審判までの生みの親の同意撤回の説明は行っているが、極力それを避けるために養子縁組の同意について、自己決定を慎重に丁寧に行っている。 △

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。			
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ○養子縁組成立後、6か月以内に最低1回、それ以降は必要時、家庭訪問を行い養親および児童の心身の支援を行っている。 ○年に1回以上、養子縁組家族の集いを開催し他家族の交流や相談支援を行っている。 ○児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、院内の専門職や連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。 <p>△</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.32	III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。		
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などをしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、特別養子縁組等審議委員会でも諮問し、適切な助言・対応を行っている。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ○養親からの相談へは面会のみならず、電話やメール、手紙にて対応している。必要時、適切な支援機関との連携を行っている。 ○養子縁組成立後、6か月以内に最低1回、それ以降は必要時、家庭訪問を行い養親および児童の心身の支援を行っている。 また、養子縁組家族の集いを開催し他家族の交流や相談支援を行っている。 ○養親の養育開始後、書面および口頭にて児童相談所および母子保健担当課へ連携を図り、継続支援を依頼し養育状況等について共有している。 ○養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、特別養子縁組等審議委員会でも諮問し、適切な助言・対応を行っている。

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。			
着眼点	<p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>○養子縁組成立後、生みの親に対してアセスメントを行い、その時の状況に応じて支援の必要性等について検討している。定期的に連絡を入れるよう、養子縁組成立前に説明をしているが連絡が付かなくなる場合もあるため、必要に応じて関係機関との連携をはかり、支援体制の構築をしている。</p> <p>△</p>

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.34	III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。 ○業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。 ○職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。 □ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □ 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。 □ 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。
No.35	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○案件ごとに業務を遂行しながら、必要に応じて業務方法書の見直しを行なっている。
着眼点	<input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。	a	<ul style="list-style-type: none"> △

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。			<ul style="list-style-type: none"> ○養親希望者が養親候補者となるまで書類審査、一次面接、家庭訪問、二次面接と段階を踏んでおり、各段階において社会福祉士、心理師、看護職の多職種で対応している。また、各職種による所見をもとに総合的な評価を行っている。 ○養親希望者へは養子縁組を希望する理由などの含めた申込書類一式を事前に提出してもらい、面接において夫婦それぞれから事情を聴取している。 ○養親希望者との面接および家庭訪問の結果をもとに外部有識者を含めた特別養子縁組等審議委員会にて養親としての的確性について審議をおこなっている。 ○業務方法書に養親希望者の適正評価手順を定め、定められた様式により様々な観点からの評価を行っている。
着眼点	<input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聞き取りを行っている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。	a	

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。			
着眼点	<input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)	a	<ul style="list-style-type: none"> ○養親希望者の申込要件に自治体での里親登録を要件の一つとしているが、当院においても各科目ごとに心理師、小児科医師、社会福祉士、助産師、保育士が担当し、改めて研修を実施している。 ○養親希望者の一次面接時より、真実告知の重要性について理解を促し、夫婦の考えについても確認している。 ○児童の委託開始時に3日から5日間、宿泊にて実際の委託児とともに過ごし実際の育児を前提とした研修を行い、各科目ごとに専門職の研修を実施している。また、その児童に応じた関わり方について実践的に習得できるように個々にカリキュラムを作成している。 ○養親希望者の状況に応じて、児童の委託待機中に乳児院等と連携し研修の機会を設けている。

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.38	III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	a	○帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングしており、規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項 ○帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。 ○帳簿の記載内容や表現は適切である。 ○養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。 ○児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。 ○児童が自らの出自を知ることができるように、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。
着眼点	□ 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項		○帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングしており、規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。帳簿の記載内容や表現についても職員間で共有し、適切なものとしている。
	□ 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。		○児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めており、永年保存としている。
	□ 帳簿の記載内容や表現は適切である。		○児童が自らの出自を知ることができるように、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管し、児童への情報の開示について生みの親から事前に同意を得ている。
	□ 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。		△
	□ 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。		
着眼点	No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	b	○記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、帳簿の保管について関係機関へ連携する可能性について書面をもとに説明し、署名をもらっている。
	□ 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。 □ 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。		△定期的データのバックアップは取っているが、同一部署内にてデータおよびケースファイルを保管しているため、滅失防止のための対策としては不十分。今後、検討が必要。

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
着眼点	No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	a	○児童の求めに応じ、自らの出自をしきりができるような帳簿の一定の情報を当院や関係機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。 ○養子縁組あっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。 □個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 □職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
			○院内で個人情報の取り扱いについて定めた文書を作成しており、職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 △
	No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。		○苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書があり、文書により周知している。 △
	□苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 □苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
着眼点	No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	○児童、生みの親、養親及び養親希望者へ面会のみならず、電話やメールによる相談ができるなどをホームページ等により周知しており意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保している。 ○年に1回以上、養子縁組家族の集いを開催し、その中で意見交換会を実施している。また、それ以外にも適宜、個別の対応を行っている。 △
	□ 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。		
	□ 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。		
着眼点	No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	b	○相談や意見、苦情等に対してマニュアルの整備は行っている。 ○養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくするような言動を行っていおらず、匿名での相談や苦情も受付ける。 △院内の組織が大きいため、対応に時間を要す場合がある。
	□ 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。		
	□ 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。		
	□ 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関する取組が行われている。		
	□ 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。		
	□ 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくするような言動を行っていない。		

民間あっせん機関 自己評価表 【責任者・職員 共通版】		全体の評価 (a・b・c) ※職員個人の評価をもとに責任者が中心となって検討し、評価の根拠(取組内容・書類名等)や、強み・課題等を記載してください。	
評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の根拠
No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して業務方法書にて職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。 △ 母体が病院であるため、医療事故等を含め母体でのリスクマネジメントが多岐に渡り養子縁組あっせんに関して院内全体職員での周知徹底ができない。
着眼点	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。		